

多摩市自治基本条例の構造図

前文

第1章 総則
(目的)
(条例の位置付け)
(定義)

第2章 基本原則

第1節 基本原則
(基本原則)

第2節 市民の役割
(市民の権利)
(市民の義務)

第3節 コミュニティの役割
(コミュニティ)

第4節 市議会の役割
(市議会の設置)
(市議会の権限)
(市議会の責務)
(市議会議員の責務)

第5節 市長の役割
(市長の設置)
(市長の権限)
(市長の責務)

第6節 市の執行体制
(市の自立)
(市の組織体制)

第3章 情報の共有
(情報共有)
(情報公開)
(個人情報の保護)
(説明・応答責任)

第4章 参画・協働

第1節 参画・協働
(参画・協働)
(参画の保障)

第2節 参画の形態
(参画の形態)
(計画策定等への参画)
(事業実施における参画)
(評価への参画)

第3節 参画への支援
(参画への支援)

第5章 住民投票
(住民投票)
(住民投票の発議・請求)

第6章 自治推進委員会の設置等
(自治推進委員会の設置)
(委任)

附則

大和市自治基本条例の構造図

